



鳥取県公報

令和6年3月26日（火）
号外第29号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例（4）（税務課）・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（5）（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（6）（交通政策課）・・・・・・・・・・ 19
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（7）（人事企画課）・・・・・・・・ 24
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（8）（〃）・・・・・・・・ 31
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・・・・・ 33
	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（10）（〃）・・・・・・・・・・ 34

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方税法等の一部が改正され、個人県民税の特別税額控除の新設、外形標準課税の適用対象法人の見直し、不動産取得税の特例税率等の延長等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 個人県民税の特別税額控除に係る事項

納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を控除する。

(2) 外形標準課税の適用対象法人の見直しに係る事項

法人事業税に係る外形標準課税の対象法人を、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、以下のいずれかに該当する法人を追加する。

ア 前事業年度に外形標準課税の対象であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人

イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人

(3) 不動産取得税の特例税率等の延長に係る事項

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例及び住宅及び土地に係る税率の特例をそれぞれ3年延長する。（現行 令和6年3月31日）

(4) その他合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の方法及び手続等について所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (2)アに関する事項 令和7年4月1日

(イ) (2)イに関する事項 令和8年4月1日

(ウ) (4)の一部に関する事項 公益信託に関する法律の施行の日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部が改正され、主務省令で規定されるものについては、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び提供が可能とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 番号法の規定を引用する規定について所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とする。

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

空港及び空港に関連する施設（以下「運営対象施設」という。）に公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等に努めることとするとともに、これに伴い、適正かつ公正な運営等の確保及び空港の利用者の便益の増進を図るため、必要な事項を定める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な運営対象施設の運営等ができるよう努めるものとする。
- (2) 選定事業者の選定の基準に次に掲げる基準を加える。
 - ア 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の公正な利用を確保することができるものであること。
 - イ 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ウ 運営対象施設の運営等に関する計画が運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。
- (3) 次のとおり空港機能施設事業に対する規制を定める。
 - ア 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、空港機能施設事業を行う者を指定することができる。
 - イ 指定空港機能施設事業者が旅客取扱施設利用料を定めようとするときは、知事の認可を受けなければならないものとする。
 - ウ 知事は、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。
 - エ 知事は、指定空港機能施設事業者が、空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められる等の場合には、当該指定を取り消すことができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

令和5年台風第7号による大規模災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充が困難な土木技師等の人材確保を図るため、給与上の措置を講ずる等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

令和8年3月31日までの間、採用時の職が土木技師である職員等には、60歳に達した日後最初の4月1日以降月額2万円の初任給調整手当を支給する。

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 土木技師等に対する退職手当について、60歳に達した日後に令和8年3月31日までの期間に在職した会計年度の数に応じ加算を行う。

イ 国立大学法人法の条項を引用する規定について所要の規定の整理を行う。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

令和8年3月31日までの間、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員には初任給調整手当を支給する。

(4) 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

暫定再任用職員について、(1)に準じた改正を行う。

(5) 施行期日は、公布の日とする(2)ウに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 令和6年4月に開校する鳥取県立まなびの森学園における教育指導の業務の特殊性に鑑み、当該業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を新設する。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 夜間学級担当手当を新設し、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときは、業務に従事した月1月につき次の職員の区分に応じ、それぞれに掲げる額の手当を支給する。
 - ア 校長 13,000円
 - イ 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師 19,000円
- (2) 困難折衝等業務手当を支給する業務を定めた規定中引用する売春防止法の題名及び条項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の用語について、所要の規定の整理を行う。
- (3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,838人	2,828人
一般会計支弁に係る職員	2,828人	2,818人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,215人	2,227人
県立学校の職員	2,027人	2,029人
県立学校の職員以外の職員	188人	198人
県費負担教職員	3,997人	4,012人

- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 人口減少社会対策に向けた体制の強化を図るため、輝く鳥取創造本部及び地域社会振興部を再編する。
- (2) 令和7年に開館を予定する鳥取県立美術館の設置及び管理等の事務を教育委員会から知事部局に移管するため、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県行政組織条例の一部改正
 - ア 地域社会振興部の所掌から輝く鳥取創造本部に県民の社会参加活動の推進に関する事項を移管する。
 - イ 地域社会振興部の所掌事務に美術の振興に関する事項を追加する。
- (2) 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

鳥取県立美術館の設置、管理及び廃止に関する事務は、知事が管理し、及び執行するものとする。
- (3) 鳥取県附属機関条例の一部改正

知事の附属機関として鳥取県美術資料収集評価委員会を設置する。
- (4) 鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正
 - ア 教育委員会が行うこととしていた指定管理者の選定等を知事が行うものとする。

- イ 鳥取県附属機関条例の一部改正
鳥取県立美術館協議会を教育委員会の附属機関から知事の附属機関とする。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(4)ウの一部に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号及び第4号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の6第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項</u>の規定により知事が収納の事務を委託した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条の5 略</p> <p><u>(令和6年度分の特別税額控除)</u></p> <p>第24条の6 <u>令和6年度分の個人県民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者については、個人県民税の令和6年度分特別控除額について、法附則第5条の8の規定による金額を控除する。</u></p> <p><u>(令和7年度分の特別税額控除)</u></p> <p>第24条の7 <u>令和7年度分の個人県民税に限り、前年</u></p>	<p>(納付又は納入先)</p> <p>第6条 納税者(個人の県民税及び地方消費税の貨物割に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、次の各号のいずれかに該当する者に払い込まなければならない。ただし、第2号に掲げる者に対する払込みは、県税に係る徴収金で規則に定めるものを払い込む場合に限るものとし、第3号及び第4号に掲げる者に対する払込みは、法第747条の6第2項に規定する特定徴収金に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項</u>の規定により知事が収納の事務を委託した者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条の5 略</p>

の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者で、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有するものについては、個人県民税の令和7年度分特別控除額について、法附則第5条の12の規定による金額を控除する。

(配当控除)

第25条 略

2 前項の規定の適用がある場合における第24条の5の規定の適用については、同条中「第24条から前条まで」とあるのは、「第24条から前条まで及び第25条第1項」とする。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。

(法人の県民税均等割の課税免除)

第41条の2 知事は、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。

2・3 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受

(配当控除)

第25条 略

2 前項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用については、同条中「第24条から前条まで」とあるのは、「第24条から前条まで及び次条第1項」とする。

(個人の均等割の税率)

第27条 個人の均等割の税率は、1,000円とする。ただし、平成26年度から令和5年度までの各年度分については、1,500円とする。

(法人の県民税均等割の課税免除)

第41条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものに対しては、法人の県民税の均等割を課さない。

2・3 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第78条 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第77条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

(不動産取得税の税率の特例)

第80条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受

<p>けたものに限る。 (1)～(6) 略 (7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。) ア～カ 略 <u>キ</u> 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに係る事業 (8)～(11) 略</p>	<p>けたものに限る。 (1)～(6) 略 (7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。) ア～カ 略 <u>キ</u> 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業 <u>ク</u> 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業 (8)～(11) 略</p>
---	--

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 略 2～5 略 <u>6 第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表の(1)の項イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として法附則第8条の3の3第1項の政令で定める金額をいう。)が10億円を超えるものを除く。)」とする。</u></p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 略 2～5 略</p>

第3条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業</th> <th style="width: 85%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2)、(3)及び(4)に掲げ</td> <td>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項</td> </tr> </tbody> </table>	事業	額	(1)	略	(2)、(3)及び(4)に掲げ	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項	<p>(事業税の納税義務者等) 第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業</th> <th style="width: 85%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>(2)、(3)及び(4)に掲げ</td> <td>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項</td> </tr> </tbody> </table>	事業	額	(1)	略	(2)、(3)及び(4)に掲げ	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項
事業	額												
(1)	略												
(2)、(3)及び(4)に掲げ	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項												
事業	額												
(1)	略												
(2)、(3)及び(4)に掲げ	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第7項												

<p>る事業 以外の 事業</p>	<p>に規定する特別法人をいう。 以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)(以下イにおいて「<u>所得等課税法人</u>」という。)並びに<u>所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(所得等課税法人以外の法人のうち法第72条の2第1項第1号ロ(1)及び(2)に掲げる法人を除く。)</u>(以下この節において「<u>外形標準課税対象外法人</u>」という。)</p>		<p>る事業 以外の 事業</p>	<p>に規定する特別法人をいう。 以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、同条第1項第1号ロに規定する投資法人、同号ロに規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)<u>並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(以下この節において「外形標準課税対象外法人」という。)</u></p>	
<p>略</p>			<p>略</p>		
<p>2～6 略</p>			<p>2～6 略</p>		

第4条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地方消費税の納税義務者等) 第70条 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者(法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所が県内に所在するものに限る。)の行った課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)については当該事</p>	<p>(地方消費税の納税義務者等) 第70条 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者(法第72条の78第2項各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める場所が県内に所在するものに限る。)の行った課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。)については当該事</p>

<p>業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。</p> <p>2 略</p>	<p>業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される者に限る。）を除く。）に対し譲渡割によって、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物については当該課税貨物を同項第2号に規定する保税地域（県内に所在する保税地域に限る。）から引き取る者に対し貨物割によって課する。</p> <p>2 略</p>
--	---

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正）

第5条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法）</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中において、<u>県の発行する納税通知書又は証紙をもって、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の方法により払い込む場合には、証紙に検印を受けたときに納税義務が完了するものとする。ただし、証紙の額面金額に相当する現金を納付し、自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に納税済印の押印を受けることにより、証紙の検印に代えることができる。</u></p> <p>4 <u>新規登録の申請があった自動車に地方税法（昭和25年法律第226号）第177条の10第1項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。</u></p> <p>5 前項の規定により自動車税の種別割を証紙徴収の</p>	<p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の方法）</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>証紙徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定による自動車税の種別割の納税義務者は、鳥取県税条例第141条の規定にかかわらず、毎年4月中（4月中以後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、<u>当該種別割の納税義務が発生した月の翌月中</u>）において、<u>県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。</u></p>

方法により徴収しようとする場合には、地方税法第177条の13第1項の規定により提出すべき申告書又は報告書に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和7年4月1日

(2) 第3条の規定 令和8年4月1日

(3) 第4条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日

(納付又は納入先に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に知事が収納の事務を委託する者に対する払込みについて適用し、施行日前に収納の事務を委託した者に対する払込みについては、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(個人の県民税に関する経過措置)

第3条 新条例第27条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第54条第6項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、1号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 1号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）（以下「改正法」という。）の公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第2条の規定による改正前の鳥取県税条例第54条第1項の表(1)アに掲げる法人に該当したものであって、改正法の公布の日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、改正法の公布の日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同表(1)イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る第2条の規定による改正後の鳥取県税条例第54条第6項の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

3 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第54条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の鳥取県税条例第70条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後に効力が生ずる改正法第3条の規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）附則第4条第1項の規定により同項に規定する公益信託とされた信託を含む。）について適用し、3号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第6条 第213回国会において改正法が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(特定個人情報の利用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1の右欄又は<u>法別表</u>の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 知事</td> <td>私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（<u>法別表</u>の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>8 教育委員会</td> <td>高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（<u>法別表</u>の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表</u> の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの	略		8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表</u> の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの	略		<p>(特定個人情報の利用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1の右欄又は<u>法別表第1</u>の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">5 知事</td> <td>私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（<u>法別表第1</u>の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>8 教育委員会</td> <td>高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（<u>法別表第1</u>の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表第1</u> の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの	略		8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表第1</u> の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの	略	
略																					
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表</u> の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの																				
略																					
8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表</u> の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの																				
略																					
略																					
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表第1</u> の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの																				
略																					
8 教育委員会	高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（ <u>法別表第1</u> の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの																				
略																					

別表第2（第3条関係）

知事	法別表の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	災害救助法（昭和22年法律第108号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児

別表第2（第3条関係）

知事	法別表第1の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第1の1の項に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報

		<p><u>童 扶 養 手 当 法</u> <u>(昭和36年法律</u> <u>第238号) による</u> <u>児 童 扶 養 手 当 の</u> <u>支 給 に 関 す る 情</u> <u>報 (以下「児 童</u> <u>扶 養 手 当 関 係 情</u> <u>報」という。)</u> <u>又 は 母 子 及 び 父</u> <u>子 並 び に 寡 婦 福</u> <u>祉 法 に よ る 給 付</u> <u>金、特 別 児 童 扶</u> <u>養 手 当 等 の 支 給</u> <u>に 関 す る 法 律</u> <u>(昭和39年法律</u> <u>第134号) による</u> <u>障 害 児 福 祉 手 当</u> <u>若 し く は 特 別 障</u> <u>害 者 手 当 若 し く</u> <u>は 昭 和 60 年 法 律</u> <u>第 34 号 附 則 第 97</u> <u>条 第 1 項 の 福 祉</u> <u>手 当 の 支 給 に 関</u> <u>す る 情 報 であ っ</u> <u>て 規 則 で 定 め る</u> <u>も の</u></p>
略		
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	<u>児 童 扶 養 手 当 関</u> <u>係 情 報 であ っ</u> <u>て 規 則 で 定 め る も</u> <u>の</u>
教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	<u>生 活 保 護 関 係 情</u> <u>報 又 は 高 等 学 校</u> <u>等 就 学 支 援 金 の</u> <u>支 給 に 関 す る 法</u> <u>律 に よ る 就 学 支</u> <u>援 金 の 支 給 に 関</u> <u>す る 情 報 であ っ</u> <u>て 規 則 で 定 め る</u> <u>も の</u>
知事又は教育委員会	<u>特 定 個 人 情 報</u> <u>利 用 事 務</u>	<u>利 用 特 定 個 人 情</u> <u>報</u>

別表第3 (第4条関係)

略		
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	<u>法 別 表 第 2 の 65</u> <u>の 項 第 4 欄 に 掲</u> <u>げ る 情 報</u>
教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	<u>法 別 表 第 2 の 113</u> <u>の 項 第 4 欄 に 掲</u> <u>げ る 情 報</u>
知事又は教育委員会	<u>法 別 表 第 2 の</u> <u>第 2 欄 に 掲 げ</u> <u>る 事 務</u>	<u>法 別 表 第 2 の 第</u> <u>4 欄 に 掲 げ る 情</u> <u>報</u>

別表第3 (第4条関係)

知事	教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	生活保護関係情報又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	知事	教育委員会	別表第1の8の項又は9の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務	児童福祉法による措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定める	知事	教育委員会	別表第1の10の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報

			<u>もの</u>				
知事	教育委員会	<u>特定個人情報利用事務</u>	<u>利用特定個人情報</u>	知事	教育委員会	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>	<u>法別表第2の第4欄に掲げる情報</u>
知事	公安委員会、企業局又は病院局	<u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</u>	知事	公安委員会、企業局又は病院局	<u>法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務</u>	<u>法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報</u>
教育委員会	知事	<u>別表第1の1の項に掲げる事務又は生活保護法による保護の決定及び実施若しくは徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への修学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	知事	<u>別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務</u>	<u>法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報</u>
教育委員会	知事	別表第1	<u>高等学校等就</u>	教育委員会	知事	別表第1	<u>法別表第2の</u>

会		の5の項 に掲げる 事務	<u>学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>	会		の5の項 に掲げる 事務	<u>113の項第4欄に掲げる情報</u>
教育委員会	知事	<u>特定個人情報利用事務</u>	<u>利用特定個人情報</u>	教育委員会	知事	<u>法別表第2（26の項を除く。）の第2欄に掲げる事務</u>	<u>法別表第2（26の項を除く。）の第4欄に掲げる情報</u>

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理（第2条—第20条）</u></p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等（第21条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 空港機能施設事業（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項及び第23条の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理</u></p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等</u></p> <p><u>（公共施設等運営権の設定）</u></p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港及び空港に関連する施設（以下「運営対象施設」という。）の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び<u>空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>（公共施設等運営権を設定する場合の特例）</u></p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</u></p>

2 知事は、前項の公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な運営対象施設の運営等ができるよう努めるものとする。

3 第1項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 運営対象施設の運営等に関する計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

イ 空港の公正な利用を確保することができるものであること。

ウ 空港の効用を最大限に発揮させるものであること。

エ 運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。

(2) 前号の計画に従って運営対象施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営権者が行う業務)

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、運営対象施設の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条、前項、第25条、第26条及び第28条から第31条までを除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

(施設の利用等に係る料金)

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を運営権者に支払わなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

第4章 空港機能施設事業

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、次に掲げる要件を備えていると認められる者を、その申請により、空港において空港機能施設事業（空港法第15条第1項に規定する空港機能施設事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

(1) 基本方針（空港法第3条第1項に規定する基本方針をいう。次号において同じ。）に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

(2) 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(4) 法人又は団体であつて、その役員のうちの前3号のいずれかに該当する者があること。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(旅客取扱施設利用料)

第26条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料を

いう。以下同じ。)を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第1項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第1項の指定空港機能施設事業者は、第3項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(区分経理)

第27条 指定空港機能施設事業者は、規則で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

第28条 知事は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(事業の休止及び廃止)

第29条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(指定の取消し)

第30条 知事は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の規定

<p><u>による指定を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>空港機能施設事業を適正に行うことができな</u> <u>いと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則又は</u> <u>これらに基づく処分に違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>第28条の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定空港機能施設事業者が前条の規定に</u> <u>よる空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けた</u> <u>ときは、第25条第1項の規定による指定を取り消す</u> <u>ものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前2項の規定により第25条第1項の規定</u> <u>による指定を取り消したときは、その旨を公示する</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>(指定を取り消した場合における措置)</u></p> <p>第31条 <u>指定空港機能施設事業者は、前条第1項又は</u> <u>第2項の規定により第25条第1項の規定による指定</u> <u>を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全</u> <u>部を、知事又は当該空港機能施設事業の全部を承継</u> <u>するものとして知事が指定する指定空港機能施設事</u> <u>業者に引き継がなければならない。ただし、空港の</u> <u>供用が廃止される場合においては、この限りでな</u> <u>い。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第32条 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第25条 略</p>
---	-------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第3章及び第4章の規定は、この条例の施行の日以後の同条例第21条第1項の規定による公共施設等運営権の設定から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前
附 則 1～19 略 20 <u>令和8年3月31日までの間、第7条の3第2項及び第16条の11の規定は、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>			附 則 1～19 略
読み替える規定 第7条の3第2項	読み替えられる字句 、同項の規定により	読み替える字句 同項の規定により	
	職員には	職員(以下この項において「権衡上必要職員」という。)並びに採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が別に定めるもの(以下この項において	

		「土木等職員」という。)には
	同項の規定に準じて	権衡上必要職員にあつては同項の規定に準じて、土木等職員にあつては60歳に達した日後最初の4月1日以降月額2万円の
第16条の11	第7条の3から第9条まで	第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条
	及び第16条の9	並びに第16条の9
<p>21 <u>前項の規定により読み替えられた第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給されることとなる職員への初任給調整手当の支給方法その他支給に関し必要な事項については、他の初任給調整手当の支給を受ける職員の例による。この場合において、定年前再任用短時間勤務職員については育児短時間勤務職員等に準じて取り扱うものとする。</u></p>		

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続いて職員となり、かつ、職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当</p>	<p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>16 旧機関の職員が引き続いて職員となり、かつ、職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当</p>

の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

17～25 略

26 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額7割措置を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア 略

イ 前号アに掲げる割合

27 略

28 令和6年3月31日に現に在職する職員で採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和5年台風第7号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であつて知事が定めるもののうちその者の非違によることなく退職した者（60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員としての引き続いた在職期間に令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間の一部又は全部を含む者に限る。）に対する次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替

の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

17～25 略

26 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額7割措置を受けた日（以下この項において「7割措置日」という。）より前に給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置日の前日におけるその者の給料月額（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、規則で定める場合については、規則で定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア 略

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

27 略

えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に令和6年4月1日以後の会計年度であってその者が60歳に達した日後に初日から末日まで引き続いて在職した会計年度（死亡により退職した者にあつては当該退職した日が属する年度を含み、6月以上の休職月等（第8条の2第1項に規定する休職月等をいう。以下この項において同じ。）がある者にあつては当該6月以上の休職月等がある会計年度を除く。以下「加算対象会計年度」という。）1年度につき100分の1を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額に加算対象会計年度1年度につき100分の1を乗じて得た額の合計額に
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により

		退職したものと し、かつ、その者 の同日までの勤続 期間及び特定減額 前給料月額を基礎 として、前3条の 規定により計算し た場合の退職手当 の基本額に相当す る額
附則第26 項	第5条の2	附則第28項の規定 により読み替えて 適用する第5条の 2
附則第26 項第1号	及び特別特 定減額前給 料月額	並びに特別特定減 額前給料月額及び 特別特定減額前給 料月額に加算対象 会計年度1年度に つき100分の1を 乗じて得た額の合 計額
附則第26 項第2号	7割措置前 給料月額	7割措置前給料月 額及び7割措置前 給料月額に加算対 象会計年度1年度 につき100分の1 を乗じて得た額の 合計額
附則第26 項第2号 イ	前号に掲げ る額	その者が特別特定 減額前給料月額に 係る減額日の前日 に現に退職した理 由と同一の理由に より退職したもの とし、かつ、その 者の同日までの勤 続期間及び特別特 定減額前給料月額 を基礎として、第 3条から第5条ま での規定により計 算した場合の退職 手当の基本額に相 当する額

附則第26 項第3号	退職の日におけるその者の給料月額に	退職の日におけるその者の給料月額及び退職日給料月額に加算対象会計年度1年度につき100分の1を乗じて得た額の合計額に	
---------------	-------------------	--	--

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 <u>(初任給調整手当の特例)</u></p> <p>2 <u>令和8年3月31日までの間、第5条に規定するもののほか、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員に対して初任給調整手当を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>昭和49年度に限り、第13条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日に在職する職員に対し、職員の在職期間に応じて期末手当を支給する。</u></p>

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第11条 略 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条、<u>附則第15条から第19条まで及び第31条</u>において「新条例」という。）附則第9項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第13条～第30条 略</p> <p>第31条 <u>令和8年3月31日までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条～第11条 略 (職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条<u>及び附則第15条から第19条まで</u>において「新条例」という。）附則第9項から第18項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第13条～第30条 略</p>

る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により読み替えられた新条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給されることとなる職員への初任給調整手当の支給方法その他支給に関し必要な事項については、他の初任給調整手当の支給を受ける職員の例による。この場合において、暫定再任用短時間勤務職員については新条例第4条の2に規定する育児短時間勤務職員等に準じて取り扱うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中職員の退職手当に関する条例附則第26項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特種勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特種勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 夜間学級担当手当</u></p>	<p>(特種勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特種勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) 略</p>
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第3項第1号</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、正規の勤務時間以外の時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>売春防止法第34条第3項第1号</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(5) 職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p>

<p>ア～エ 略</p> <p>オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は<u>援助</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 略</p> <p><u>(夜間学級担当手当)</u></p> <p>第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 校長 13,000円</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 19,000円</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第27条 略</p> <p>(人事委員会への委任)</p> <p>第28条 略</p>	<p>ア～エ 略</p> <p>オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は<u>指導</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 略</p> <p>(人事委員会への委任)</p> <p>第27条 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,838人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,828人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,215人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>188人</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,997人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,828人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,818人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,227人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,029人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>198人</u></p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,012人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>	<p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>
<p>(地域社会振興部の所掌事務)</p> <p>第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県政運営における県民との協働に関する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 美術の振興に関する事項</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>	<p>(地域社会振興部の所掌事務)</p> <p>第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県民の社会参加活動の推進及び</u>県政運営における県民との協働に関する事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第1号(鳥取県立美術館に<u>関するものに限る。)</u>、第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行す</p>	<p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第2号及び第4号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p>

る。	
----	--

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第3条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県文化芸術事業評価委員会</td> <td>県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県美術資料収集評価委員会</td> <td style="border: 2px solid black;">県の美術資料の収集の可否及び評価に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立博物館協議会</td> <td>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項	鳥取県美術資料収集評価委員会	県の美術資料の収集の可否及び評価に関する事項	略		名称	調査審議する事項	略		鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県文化芸術事業評価委員会</td> <td>県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立博物館協議会</td> <td>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県美術資料収集評価委員会</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項	略		名称	調査審議する事項	略		鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項	鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項	略	
名称	調査審議する事項																																				
略																																					
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項																																				
鳥取県美術資料収集評価委員会	県の美術資料の収集の可否及び評価に関する事項																																				
略																																					
名称	調査審議する事項																																				
略																																					
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項																																				
略																																					
名称	調査審議する事項																																				
略																																					
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項																																				
略																																					
名称	調査審議する事項																																				
略																																					
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第2項に規定する事項																																				
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項																																				
略																																					

(鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立美術館の設置等に関する条例(令和元年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、<u>知事が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事のみ<u>の</u>権限に属する事務を除く業務</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事<u>及び教育委員会</u>のみ<u>の</u>権限に属する事務を除く業務</p>

<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>	<p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p>
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして<u>規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして<u>教育委員会規則</u>で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 略</p>
<p>(行為の制限等)</p> <p>第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p>	<p>(行為の制限等)</p> <p>第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会規則</u>で定める行為</p> <p>2 略</p>
<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ</p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すこ</p>

<p>とができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>規則</u>又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>知事</u>が任命する。</p> <p>第17条 <u>知事</u>は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第3条の規定による指定、<u>第7条の規定による許可及び第11条の規定による利用料金の収受並びにこれら</u>に関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>とができる。</p> <p>(1) この条例若しくはこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>第17条 <u>教育委員会</u>は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第3条の規定による指定<u>及びこれに関し必要な手続</u>その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p> <p>3～6 略</p>
---	---

第5条 鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県文化	県が実施し、又は助成する文化	鳥取県文化	県が実施し、又は助成する文化

芸術事業評価委員会	芸術事業の評価に関する事項	芸術事業評価委員会	芸術事業の評価に関する事項
鳥取県立美術館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項（鳥取県立美術館に関する事項に限る。）		
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館協議会	博物館法第23条第2項に規定する事項（鳥取県立博物館に関する事項に限る。）	鳥取県立博物館協議会	博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第2項に規定する事項
略		略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条中鳥取県立美術館の設置等に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第1号に掲げる事務のうち鳥取県立美術館の設置、管理及び廃止に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

（鳥取県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第3条による改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されている者は、同条による改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県美術資料収集評価委員会の委員に任命されたものとみなす。